

第5章 事後対策

1 復旧対策の推進

危機発生後の市民生活や社会経済活動が早期に回復するよう、可能な限り迅速且つ円滑な復旧対策を推進する。

2 被害等の影響の軽減

危機により住居を失い、又は職を失うなど、生活の再建が困難と認められる被害者に対して、関係機関と連携して速やかな生活支援のための方策を講じる。

3 再発防止の検討・実施

(1) 記録

同様の危機対策及び再発防止等のため、所管部署が行った応急対応について、時系列で記録・整理しておく。

(2) 原因分析

所管部署は、危機管理担当と協議し、危機の発生原因、被害拡大原因などの分析と課題整理を行う。

(3) 評価・検討

所管部署、関連部署、危機管理担当は、それぞれが行った応急対応について自己評価を行うとともに、危機管理担当は応急対応の全体報告及びそれぞれの応急対応の評価結果をもとに、全庁的な視点から危機対策の見直しの必要性を検証する。

4 市長及び幹部会議への報告

所管部署、危機管理担当は、危機対応の全体報告、危機発生原因と再発防止策、応急対応の評価結果等について、市長及び幹部会議に報告する。